

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年七月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年七月八日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十二街区五画地地先から六十二街区九画地 地先まで、六十六―二街区三画地地先から六十 六―二街区六画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十三街区五画地地先から六十三街区九画地 地先まで、六十一街区十三画地地先から六十四 街区一画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>五十・〇〇</p> <p>六十五・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十二・〇〇</p> <p>六・〇〇</p>